

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

山口県玖珂郡和木町

2 構造改革特別区域の名称

みんなそろって楽しい給食特区

3 構造改革特別区域の範囲

山口県玖珂郡和木町の全域

4 構造改革特別区域の特性

本町では公立の幼稚園、小学校、中学校各1校ずつを有し、一貫して幼児児童教育に取り組んできたところであるが、女性の就業機会の増加、核家族化の進行を背景に保育ニーズは高まり、昭和54年に公立保育所を設立した。

町内に石油精製、石油化学、製紙の大手3社の事業所がある影響も受け、入所希望者は年々増加し、当初の定員は60名であったが平成11年度に80名、平成16年度には90名と定員の改正をしている。しかし、平成16年度当初の入所者はすでに定員を超えており、待機児童や町外への委託保育も生じている状況である。

施設は敷地が狭小でこれ以上の増築が困難なため、児童が減少している幼稚園の空教室の利用を検討し、平成11年に分園の設置に関する協議を行い承認を受けているところである。しかし、分園の設置に向けて幼稚園及び保育所の保護者と協議をすすめる中で、幼稚園児と保育所児の給食が違うことは不自然等、保護者の理解が得られず未だ実施に至っていない状況である。

総人口の75%が居住する2.49k㎡の人口集中地区にすべての学校、幼稚園、保育所、給食センター施設があり、3歳児以上の給食をすべて給食センターから搬入することにより効率的な運営が期待される。

5 構造改革特別区域計画の意義

今後、ますます女性の社会的活動への参加は増大していくと見込まれている。しかし、女性が就業を継続する上で、出産及び育児は大きな中断要因となっており、子育てへの支援と乳幼児の受け入れ態勢の強化は、雇用の拡大を促し地域経済の活性化につながるものである。

働く女性の子どもは保育所へ、専業主婦の子どもは幼稚園へという図式をま

まったく排除し、小学校就学前の幼児の保育と教育、そして、その親の子育て支援を同時にできる場を提供することで、子育ての不安を取り除き少子化に歯止めをかけることが期待される。

教育については、保護者からの期待が多い幼稚園での小学校入学前の教育課程の教育を継承し、小学校へのスムーズな移行ができるよう一貫して行い、コア時間を設けて大人数で遊びを通しての合同活動を推進する。コア時間外では保育所の保育に欠ける幼児の扱いをより充実し、早朝居残り一時保育が必要な幼児については個別に対応できるよう受け入れ態勢を整える。

また、子育てに不安を持つ親に対して、子育て支援の観点から関係機関との連携を密にし、子育てに関する悩み相談窓口の開設や子育て教室の開講、子育て講演会の開催等により、子どもとのかかわり方を学ぶ子育てセンターとしての機能を付加した拠点施設として、あらゆる子育て支援に対応する。

6 構造改革特別区域計画の目標

働く母親が増え就労形態が多様化し、保育を必要とする幼児の範囲も広がり延長保育、乳児保育、一時保育、障害児保育など多くのニーズに柔軟に対応することが求められている。

女性が社会参加への意欲を損なわず、保育に対する不安を持たない体制づくりが少子化の抑制、地域経済の活性化につながるという観点から幼児教育のより一層の充実を図るため、幼稚園児と保育所児の壁を取り除き、幼稚園、保育所のよさを引き継ぐ事業内容を取り入れることで合同教育・合同保育を通じて幼保一元化を模索しつつ実現に努力する。

保護者から幼保一元化への要望は増えており、まず、そのとりかかりとして給食センターからの給食搬入による給食の提供を行う分園を設置することで、定数の拡大を図り、町外委託保育や待機児童の解消をはじめ、子育てのために就業を断念している女性への就業機会を確保し、また、家族の介護や看病で保育が一時的にできない状況になるなど、いつ保育が必要となるかわからない社会情勢の中で、いつでも安心して子どもをあずけられる保育の受け入れ態勢整備に努める。

将来的に幼保一元化を視野に入れ、心身の発育・発達が著しい幼児期の幼稚園児と保育所児の隔たりをなくし、子どもたちがのびのびと5歳まで一貫して保育と幼児教育を受けられる環境づくりをすすめ、保育所より広く充実している幼稚園の施設を十分に活用し、コア時間では大人数の集団の中で遊びを通じて小学校入学前の教育過程の教育を実施し、また、同じ給食を同じ場所で一緒に食べる中でのコミュニケーションこそ子育ての原点となる等、食育に関するプログラムを取り入れ、共に集団生活を体験できる場をつくることで、合同活

動事業の効果を探り、幼児教育の充実に結びつける。

幼稚園児の減少、保育所入所希望者の増加は今後も続くものと思われ、幼稚園の空き教室などの施設活用が課題となってくる。また、給食センターも少子化の影響を受け幼稚園児、小中学生の減少で施設能力には余力があり、空き教室と給食センターの機能をより効率的に運用することで施設の活用を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

就労を希望し職を探している母親は多いが、受入れ施設の容量不足で就職を断念しているケースも見受けられる。平成 16 年度当初の入所児は 99 名ですすでに定数を超過しており、早急な施策の実施が望まれているところである。

受入れ態勢の拡充により待機児童の減少と地域雇用総数の増加を図ることが期待できる。

幼稚園空教室は分園に転用することで活用し、給食センターの設備、人員は現状のままで 3 歳以上の保育所児の給食は供給可能であり、保育所の給食室は 2 歳までの対応で済むことになり約 100 万円の経費が減額でき、最小の経費で最大の行政効果が得られる。

8 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

・ 和木町幼児教育検討委員会

幼稚園と保育所の保護者、職員、行政関係者による就学前幼児教育及び幼児保育のあり方についての検討委員会を開催し協議を行う。

・ 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業 (807)
合同活動事業の内容を検討し新たに取組み促進する。

・ 保育所における保育所児と幼稚園児を合同活動事業 (914)
合同活動事業の内容を検討し新たに取組み促進する。

別紙

1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

和木町内の町立保育所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画の認定日

4 特定事業の内容

女性の社会進出の増加にともなう保育ニーズに対応するため、特別区域内にある保育所及び幼稚園の空教室を利用した分園に、給食センターから給食を搬入するもので、分園を設置することで待機児童の解消、保育の充実を図る。

また、幼稚園空教室の効率的運用と保育所内の調理量の減少による経費の削減に努め、そして、食育の観点から、同じ給食を一緒に食べる中で、より一層の幼児のコミュニケーションの充実を図る。

5 当該規制の特例措置の内容

女性の就業機会の増加、核家族化の進行を背景に保育ニーズは急速に高まってきており、保育所では待機児童や町外への委託保育も生じている状況である。このため、分園により幼稚園の空教室を利用し受入れ児童数を確保することで早急に保育ニーズに対応することが求められている。

幼稚園児と保育所児が異なる給食を食べることは非常に不自然であり、同じ給食を食べることは幼児教育の一環であり、その中でのコミュニケーションが発育過程で重要であると考えられる。

幼稚園児の減少による空き教室の利用及び給食センターの活用は行政施設の効率的運用として行財政の健全化に貢献するものである。

給食センターから直接搬入することの効果として、分園を設ける幼稚園では給食センターからの外部搬入を専用搬送車による安全管理のもと、すでに実施しており、新たに保育所本園から分園に搬送するシステム及び安全管理システムを構築する必要がなく、新たな搬送経費の発生を抑えることができる。また、本園では給食調理量が減少することで調理経費及び調理時間の削減が見込まれ、乳幼児へのきめ細かいサービスが期待できる。

特例措置を実施するにあたっては、「構造改革特別区域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について(平成 16 年 3 月 29 日付

雇児発第 0329002 号)」における留意事項を遵守することとするが、まず の設備については、保育所には専用の調理室に保存、配膳等のために必要な調理機能を有した設備を設置しており、分園を設置する幼稚園にも加熱用の調理器具や給食の保存用の冷蔵庫を完備しており、配膳についてはステンレス製の保温、保冷に優れた食缶を使用し、ほこりや害虫の侵入を防ぐよう密閉できるステンレス製のコンテナで搬送し、一時保管する専用室等の設備を有している。また、体調不良児に対応できる保健室も確保され養護教諭も配備されている。

の食事の内容・回数・時機については、現在保育所では三歳児以下の給食についても月曜から土曜までの毎日、米飯を交えた昼食ほかおやつ一回も行われており、その内容、回数、時期については適切に実施するよう給食センターの運営審議会に諮り対応する。

の衛生面、栄養面においても保健所の助言・指導に従い、また、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）」及び「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）」の通知の基準を遵守し、施設職員による調理と同様な給食の質が確保されるように実施する。

の栄養素量、食育については、栄養士を配置し常に栄養素量の確保に努め、地産地消の考えを取り入れ、食育プログラムによる発育・発達過程に応じた食の提供に配慮する。